

受領 令和5年8月30日 12時50分

通告番号(9)1/2

令和5年8月30日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
城間 真弓 印

一般質問通告書

第528回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 いのちを守る災害時対策・支援について、台風6号から考える。</p> <p>(1) 本村の台風被害について、人的被害の件数と建物の損壊や浸水の件数(その中で罹災証明書の件数は何件か)、また大添区の崖崩れの状況と今後の対策について。</p> <p>(2) 読谷村は8月4日の夜10時30分の内閣府の防災担当課より災害救助法の適用が公表された。どのような議論のもとで、いつ(時間帯も含め)県に災害救助法の申請を行い、国からの適用が公表されるまでにどれぐらいの時間を要したか。</p> <p>(3) 台風6号による被害を受けた村民に対し、災害救助法の説明と周知方法とは。</p> <p>(4) 台風6号時の停電や断水世帯へ実施した支援とは。また、村民への支援の周知と今後の停電や断水時の支援体制についてどう考えるか。</p> <p>(5) 村民から無電柱化の実施計画が必要ではないかとの声も寄せられた。村の方針とは。</p> <p>(6) 災害時における障がいを抱えた村民への災害時対策や支援体制について、今回の台風時の取り組みと、福祉の視点から見えた課題とは。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>2 村として国への高すぎる国保制度の見直しを強く求め、憲法の生存権の保障の立場から誰もが安心して医療を受けられる権利を。</p> <p>(1) 国保制度における構造的な問題について、村としてどのような認識を持っているか。</p> <p>(2) 現在の国保税滞納世帯数と、滞納世帯の所得階層は。</p> <p>(3) 収入のない18歳未満の子どもの均等割り負担を村独自に少しでも軽減できないか。</p> <p>(4) 国保法44条、病院窓口での一部負担金(2・3割)の免除が、読谷村の申請件数が令和3年度、4年度と0である。令和5年度の状況とは。</p> <p>(5) 2023年6月2日に、2024年秋から国保税滞納者への制裁を強化する国保法が改悪されています。その内容を把握しているか。</p> <p>(6) 今後の読谷村の国保運営についてどのような見通しを持っているか。</p>	
<p>3 誰もが自分らしく生きられる優しい社会を。LGBTQ+SOGIE 施策について</p> <p>(1) 8月19日(土)に読谷村が主催したLGBTQ講演会を村長も受講していましたが、どのような感想をもったのか。また、今後、この講演会で学んだことを読谷村の施策としてどう活かし展開するのか。</p>	
<p>4 あらゆる物価高騰が急激に進み子育て世代の生活をかなり圧迫している。今こそ給食無償化に向けての取り組みを。</p> <p>(1) 今年度の施政方針にも子育て支援政策を1丁目1番地として掲げている読谷村ならば、給食無償化も重要な施策として取り組むべきでは。</p>	